

# 一般社団法人日本社会医療法人協議会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本社会医療法人協議会と称する。なお、略称を「日社協」とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、社会医療法人の健全なる発展を図り、その運営を助成して国民医療の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会医療法人の普及に関する事業
- (2) 社会医療法人の育成に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的趣旨に賛同して入会した社会医療法人の代表者
- (2) 準会員 この法人の目的趣旨に賛同して入会した社会医療法人を目指す医療法人の代表者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、理事会の決議により、正会員又は準会員から、特定の事業又は支部運営に必要な費用を徴収することができる。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 当該正会員が代表者となっている法人が社会医療法人の認定を取り消されたとき。

## 第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である

事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第 15 条 会長は、総会の日々の 2 週間前までに、正会員に対して、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 総会に出席できない正会員があらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、その前項の通知には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 4 1 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって、同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要に応じて正会員以外の者から選任することができる。
- 2 監事は、総会の決議によって選任する。
  - 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等

の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 顧問

### (顧問)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する
- 3 顧問は会長の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

### (事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、総会に報告し、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 支部

(支部の設置)

第40条 この法人は、理事会の決議により、各都道府県に一つを限度として支部を置くことができる。

(支部長)

第 41 条 前条の支部に、支部長を置く。

2 支部長は、理事会の決議により選定する。

(支部の運営)

第 42 条 支部の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

2 この法人の設立当初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず設立登記の日から、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

北海道札幌市豊平区福住 1 条 2 丁目 1 1 番 1 号

西澤 寛俊

兵庫県西宮市霞町 4 番 1 7 号

加納 繁照

4 この法人の設立当初の役員は次のとおりとし、代表理事及び理事の任期は、第 24 条の規定にかかわらず平成 26 年 6 月の定時総会の終結の時までとする。

代表理事（会長）	西澤 寛俊
理事（副会長、業務執行理事）	神野 正博
理事（副会長、業務執行理事）	伊藤 伸一
理事（副会長、業務執行理事）	加納 繁照
理事	小笠原 博
理事	星野 俊一
理事	石井 暎禧
理事	関 健
理事	宮城 敏夫
監事	日野 頌三

監事  
監事

石井 孝宜  
五十嵐邦彦

- 5 この法人の設立当初の顧問は次のとおりとする  
竹内 實

改正 平成 30 年 3 月 15 日 [第 3 章第 7 条に第 2 項、第 10 章 第 40 条、第 41 条、第 42 条を追加]